

個人市県民税の納入書・退職所得に係る市民税県民税の納入申告書について

表 山梨県 山梨市 個人市県民税 領収証書

市区町村コード 192074 口座番号 00460-3-960008 加入者名 山梨市役所

月別 令和2年7月分 納入金額(1) 円 ~~360,000~~

納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。

納入金額(1) ~~360,000~~ 納入金額(2) 446600

退職所得分 925000

合計額 1371600

納期限 令和2年 8月10日

住所 山梨県山梨市〇〇町〇〇番地 新府 勝頼

山梨県 山梨市 個人市県民税 納入書(原符)

市区町村コード 192074 口座番号 00460-3-960008 加入者名 山梨市役所

月別 令和2年7月分 納入金額(1) 円 ~~360,000~~

納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。

納入金額(1) ~~360,000~~ 納入金額(2) 446600

退職所得分 925000

合計額 1371600

納期限 令和2年 8月10日

住所 山梨県山梨市〇〇町〇〇番地 新府 勝頼

山梨県 山梨市 個人市県民税 納入書(原符)

市区町村コード 192074 口座番号 00460-3-960008 加入者名 山梨市役所

月別 令和2年7月分 納入金額(1) 円 ~~360,000~~

納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。

納入金額(1) ~~360,000~~ 納入金額(2) 446600

退職所得分 925000

合計額 1371600

納期限 令和2年 8月10日

住所 山梨県山梨市〇〇町〇〇番地 新府 勝頼

へ済通知書の納入金額欄に¥記号は記入しないでください。

裏 退職所得に係る 市民税 県民税 納入申告書

山梨県山梨市長あて

令和2年8月10日提出 令和2年7月分 人員 1人

退職手当等支払金額 30000000

特別徴収税額 市民税 555000 県民税 370000

支払を受ける者 住所 山梨県山梨市〇〇町〇〇番地 氏名 新府 勝頼 勤続年数 25年

※納入人員が2名以上の場合は、特別徴収税額納入内訳書の提出をお願いします。

地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。

住所又は〒 所在地 氏名又は 名称

納入場所

- 山梨中央銀行 本・支店、山梨市役所派出所
- 甲府信用金庫 本・支店
- 山梨信用金庫 本・支店
- 三井住友銀行 甲府支店
- 山梨県民信用組合 本・支店
- 梨北農業協同組合 本・支店
- ゆうちょ銀行または郵便局

(ただし、納期限後はお取扱いできません。)

退職手当を支払い、市県民税を徴収した場合には、納入書(裏面)へも記載をお願いします。

3 納期限までに市税等を完納されないときは、その翌日から市税等完納の日までの期間に応じ、税額(1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。)に年14.6%(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%)の割合(当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。))が年7.3%に満たない場合にはその年(以下「特例基準割合適用年」という。))中においては、年14.6%の割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあっては当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合を乗じて計算した額の延滞金(当該延滞金があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。))を徴収します。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合です。

←個人事業主の場合は、別途納入申告書を用意し、個人番号を含めて必要事項を記入し市役所へ提出してください。(※納入済通知書と納入申告書が表裏一体になっていますが、別々で提出してください。)

5 退職所得の分離課税に係る所得割のある場合は納入申告書に必ず必要事項を記入して納入してください。